

○障害者である職員の任免状況の公表について

令和7年6月1日現在の障害者である職員の任免状況について、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の規定に基づき公表します。

【令和7年6月1日現在／法定雇用率2.8%】

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	1799.5
障害者数	53
実雇用率	2.95

A 任免状況

(1) 職員の数

- a 職員の数(短時間勤務職員を除く) 1,431人
b 短時間勤務職員の数 739人
c 職員の総数=a+(b×0.5) 1,800.5人

(2) 除外職員の数

- d 除外職員の数(短時間勤務職員を除く) 1人
e 短時間勤務除外職員の数 0人
f 除外職員の総数=d+(e×0.5) 1人

(3) 旧除外職員の数

- g 旧除外職員の数(短時間勤務職員を除く) 410人
h 短時間勤務旧除外職員の数 268人
i 旧除外職員の総数=g+(h×0.5) 544人

(4) 身体障害者、知的障害者または精神障害者である職員の数

- (イ) 重度身体障害者 12人 (*)
(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者 13人 (*)
(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員 *人 (0)
(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員*人
(ホ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員 0人 (0)
(ヘ) 身体障害者の数=(イ×2)+ロ+ハ+((ニ+ホ)×0.5) 42人 (*)

(ト) 重度知的障害者 0人 (0)

- (チ) 重度知的障害者以外の知的障害者 0人 (0)
(リ) 重度知的障害者である短時間勤務職員 0人 (0)
(ヌ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員 0人
(ル) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員 0人 (0)
(ヲ) 知的障害者の数=(ト×2)+チ+リ+((ヌ+ル)×0.5) 0人 (0)

(ワ) 精神障害者 *人 (0)

- (カ) 精神障害者である短時間勤務職員 *人 (*)
(コ) 精神障害者の数である特定短時間勤務職員 0人 (0)
(ク) 精神障害者の数=ワ+カ+(コ×0.5) 11人 (*)

※(4)欄の()内には内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載

B 上記に基づく計算

- (5) 現在設定されている除外率 10%
(6) 基準割合={ (3) i / ((1) c - (2) f) } × 100 30%
(7) (6) に基づく除外率 0%
(8) 適用される除外率 0%
(9) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数= (1) c - (2) f - { ((1) c - (2) f) × (8) } 1,799.5人
(10) 障害者計= (4) ヘ + (4) ヲ + (4) タ 53人
(11) 実雇用率= ((10) / (9)) × 100 2.95%
(12) 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者または精神障害者の数 0人

C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障

視覚障害者（第1号に該当する者）

視力障害 0人

視野障害 *人

聴覚または平衡機能障害者（第2号に該当する者）

聴覚機能障害 *人

平衡機能障害 0人

音声・言語・そしゃく機能障害者（第3号に該当する者） 0人

肢体不自由者（第4号に該当する者）

上肢不自由 *人

下肢不自由 *人

体幹機能障害 *人

上肢機能障害 *人

移動機能障害 *人

内部障害者（第5号に該当する者）

心臓機能障害 *人

じん臓機能障害 *人

呼吸器機能障害 0人

ぼうこうまたは直腸機能障害 0人

小腸機能障害 *人

免疫機能障害 *人

肝臓機能障害 *人

D 障害者雇用推進者

総務部長 惣引 文彦

E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているURL

<https://www.city.higashiroshima.lg.jp/soshiki/somu/4/3/24214.html>

※*は特定の個人を識別することはできないが、少数の数字等であり、これらの障がいの種類・程度の区分ごとに数字が公にされた場合、他者がその種類・程度に対応する障がい者であるものを探索し、また、他の情報と照合し、あるいは、各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障がい者であることだけにとどまらず、その障がいの種類・程度を推認する可能性が否定できないことから非公表としている。